

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

【申請について】		
No.	質問	回答
1	委託型と補助型の定義、違いについて教えてください。	<p>委託型と補助型は、基本的には採択する事業内容には違いはありませんが、事業者の要件や金額面で違いがあります。それぞれの特徴は以下の通りです。</p> <p>●委託型 委託型は、国の委託費を充当して実施するものであり、国から日本博2.0事業実施の委託を受けた日本芸術文化振興会（日本博事務局）から各団体に再委託します。 本来国が実施すべき事業内容を各団体へ再委託することになりますので、国や日本芸術文化振興会から事業実施方法等に関連して要望、場合によっては事業内容の修正、改善等を求めることもあります。 また、賃金や謝金、旅費等の金額についても、原則として当方の規定に従い事業を遂行していただくことになります。</p> <p>●補助型 補助型は、団体が実施する事業のうち、募集内容に適合しているものに対して補助金を交付します。 事業の主体は各団体となるため、事業の実施方法等については原則団体の裁量に委ねられております。 （応募内容から大きく外れたり、著しく日本博2.0事業のイメージを損ねる場合等においては、改善を求めることもあります） なお、補助型においては、地方公共団体の応募は受け付けておりません。</p> <p>金額面での違いについては、 委託型は事業の実施に必要な経費の全額が支払われる一方（ただし、事業の遂行により直接的に生じた収入額は差し引く）、補助型は対象経費のうち半額補助が基本となります。 上限額については、委託型は原則6千万円を上限に予算の範囲内で決定予定（ただし、実施期間・実施規模・取組内容に応じて1億円まで要望が可能（予定））、 補助型については原則3千万円を上限に予算の範囲内で決定予定（実施期間・実施規模・取組内容に応じて5千万円まで要望が可能（予定））です。 詳しくは、公募開始時に公開する企画提案要領（委託型）・募集案内（補助型）をご確認ください。</p>
2	同一の内容を芸術文化振興基金助成事業や国（文化庁等）の他の事業に併願することは可能ですか。	<p>可能です。様式1の「他事業等への応募状況」に記載してください。 なお、複数の事業で採択された場合には、その旨を事務局へ申告していただき、経費が重複しないよう調整する必要があります。</p>
3	同一事業者から複数の申請を行うことは可能ですか。	<p>特に制限を設けませんが、実施体制や資金計画等も踏まえた実現可能性を勘案し総合的に判断しますので、内容を精査・厳選した上で申請してください。</p>
4	同一の内容を委託型と補助型に併願することは可能ですか。	<p>併願は不可となります。</p>

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

5	令和7年度の企画提案にあたって注意すべきポイントは何か。	<p>令和7年度は日本博2.0の最終年度であることから、インバウンドの増が大きく見込まれる工夫・仕掛けが必須です。令和6年度に日本博2.0事業を実施した事業者は、令和6年度までの成果実績を踏まえ、令和7年度にインバウンドの増が数値として見込まれる企画内容である必要があります。</p> <p>新規事業の場合においても、令和7年度成果としてインバウンドの増が見込まれる企画としてください。日本博2.0事業として実施する内容がニーズ調査だけである等、令和7年度におけるインバウンドの増が数値として期待できない企画や費用対効果が低いと思われる企画は採択されない場合があります。</p> <p>また、公募概要に記載のとおり、開催時期が著しく限定されるなどインバウンドの参加が困難な単発のイベント開催が主目的となっているもの、インバウンド需要に対する関連性が乏しいもの、令和8年度以降の継続性が認められないものは対象となりません。</p>
---	------------------------------	--

【経費について】

No.	質問	回答
1	各経費の内訳は、どの程度まで明らかにする必要がありますか。	<p>「一式」ではなく、内訳を明らかにしてください。再委託についても、費目・種別ごとに明らかにする必要があります。</p> <p>なお、発注額が100万円（税込）以上の経費等については、補足資料として参考見積等の積算根拠を添付していただきます。詳しくは公募開始時に公開される委託型「企画提案要領」、補助型「募集案内」をご参照ください。</p>
2	物品販売等に関する経費を対象経費に計上できますか。	<p>原則として、事業の趣旨を踏まえ委託・補助事業の一部として実施が必要と認められる場合のみ対象となります。</p> <p>また、物品販売に限らず、事業実施により直接的に生み出された売上は収入に計上してください。</p> <p>事業収入については詳しくは公募開始時に公開される委託型「企画提案要領」、補助型「募集案内」をご参照ください。</p> <p>なお、日本博2.0は磨き上げによる満足度向上を目的としていますので、物品販売そのものを主目的とする取組は原則として本事業の範囲外で実施するようにしてください。物品販売に係る経費を対象経費として計上せず、事業の範囲外で物品販売を実施する場合は、収入を計上する必要はありません。</p>
3	委託費・補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。	<p>原則的には事業完了後の精算払いですが、事業の円滑な遂行のため必要と認められた場合は、事業完了前の概算払いも可能です。ただし、国（文化庁）から日本博事務局への支払準備が整った後の概算払いとなりますので、各受託者の希望する時期に沿えない場合があります。</p>
4	実行委員会形式の場合も人件費は計上できますか。	<p>実行委員会で直接雇用するのであれば人件費を計上可能です。</p> <p>なお、事業の精算の際には、従事した時間に対して時間単価での計上となります。当該従事者の勤務管理簿（規定様式あり）のほか、雇用契約書等の雇用を証明する書類、支給明細・振込明細等の支払いが確認できる証憑、算出根拠等の提出が必要となります。</p>

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

【提出書類について】		
No.	質問	回答
1	実行委員会を設立したばかりで実績がない場合、財務諸表は何を提出すれば良いですか。	予算書または実行委員会の主体となる事業者（会計を担当する事業者）の財務諸表を提出してください。
2	実行委員会を設立しておりますが、簡易な収支予算書及び決算書しかございません。貸借対照表のような詳しい書類が必要でしょうか。	任意団体に求める会計処理の要件として以下を想定しております。 ・会計書類（財務諸表、帳簿、証拠・証憑等）は5年間保存し、文化庁や会計検査院の厳格な実地検査の対象となるため、中核となる法人の財務諸表・会計規程があること。 ・①任意団体は法人格を有する団体へ移行する、②法人化が困難な団体も財務諸表等の公開を義務付ける こと。 日本博2.0事業の財源は文化庁予算のため、この要件に即した厳しい取組を行っています。そのため原則として財務諸表や会計規程を持ち合わせていることを想定しており、事業の実施に必要な運営上の基盤を有しているか、といった点も審査・評価の対象に含まれます。
3	提出書類一式のうち、変更・修正したい箇所があるのですが、どうすればよいでしょうか。	受付期間内であれば、変更・修正した提出書類一式で再申請してください。 再申請をした場合は、その旨を問い合わせ以下メールアドレス宛にご連絡ください。 委託型：nihonhaku2@ntj.jac.go.jp 補助型：nihonhaku3@ntj.jac.go.jp
4	事業内容に関する情報や、補足資料はどのように書けばいいのでしょうか。	企画提案書様式に記載する事業内容は、制限文字数内におさまるよう簡潔で端的に記載してください。 補足資料は企画提案内容を画像や図表等で視覚的に補足すると共に、様式には書ききれない各取組の具体的な狙いやコンセプト、手段等を盛り込んで効果的にご活用ください。
5	公募期間は1月30日までの予定とのことですが、すべての書類の提出期限が1月30日までということでしょうか。	ご認識のとおりです。提出書類のすべてを受付期間の締切期日までに提出してください。企画提案要領に記載のとおり、不備があると受付できない場合がありますので申請の際は十分にご確認ください。不備・不足がある場合でも事務局より連絡は行いません。 ※審査の過程において記載内容に関して審査・評価委員から質問がある場合には必要に応じて申請団体へ問い合わせる場合があります。

日本博2.0事業（委託型・補助型共通）Q&A

【事業内容について】		
No.	質問	回答
1	海外において実演等を行い、ニーズ調査などのプロモーション活動を行いたい対象事業として認められるか。	海外におけるプロモーション活動を行った結果、インバウンド増が大きく見込めるのであれば、業務の一部を当該活動に充てることは可能です。その際の海外渡航費、イベント費用も対象となります。ただし、日本博2.0事業は訪日外国人旅行者に向けた事業であり、基本的には国内で行う業務を対象としていますので、例えば海外における取組が大部分を占めることは認めておりません。また、公募概要に記載のとおり、令和7年度は日本博2.0の最終年度であることから、ニーズを調査するのみで終了する取組は不適當です。